

富公報

昭和十七年十月一日
第一號

富集團軍政監部

富政令

令

三、利敵行爲ヲ爲ス虞アリト認メラルル者

第三條 敵性人ハ之ヲ抑留所ニ收容スルモノノトス但シ軍事上又ハ防諜上危險ナシト認メラルル者ハ宣誓ヲ爲サシメタル上之ヲ解放スルコトヲ得

富政令第二號
敵性人取締令左ノ通定ム

昭和十七年九月二十六日

「マライ」「スマトヲ」方面最高指揮官 齊藤彌平太

敵性人取締令

第一條 軍占領地ニ於ケル敵性人取締ハ本令ニ依ル

第四條 明治三十八年法律第三十八號俘虜處罰ニ關スル法律ハ之ヲ軍占領地ニ於ケル敵性人ニ適用ス

第五條 本令實施ノ爲軍政監部ニ敵性人管理官ヲ置ク

第六條 本令施行ニ關スル細則ハ軍政監之ヲ定ム

附 則

第七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 敵性人トハ俘虜以外ノ者ニシテ左記各號ノ一二該當スル者ヲ謂フ

一、敵國人
二、軍ニ依リ抑留所ニ收容セラレアル者
又ハ曾テ收容セラレタルコトアル者

二
富政令第三號

通信總局令左ノ通定ム
昭和十七年九月二十九日

「マライ」「スマトラ」方面最高指揮官 齊藤彌平太

通信總局令

第一條 電氣通信事業及之ニ附帶スル事業ノ
監理運營ヲ司ル爲軍政監部ニ通信總局ヲ置
ク

第二條 通信總局ハ之ヲ本局、通信管理局、
電信局、電話局及電信電話局ニ分ツ本局ハ
之ヲ昭南ニ置ク
通信管理局ノ名稱、位置及管轄區域ハ附表
ニ依ル

電信局、電話局及電信電話局ノ名稱、位置及
取扱範圍ハ軍政監之ヲ定ム

第三條 通信總局本局ニ總務部、業務部、經
理局、工務局及器材部ヲ置ク
各部ノ事務ノ分掌ニ付テハ軍政監之ヲ定ム

第四條 通信總局本局ニ左ノ職員ヲ置ク

總局長
副總局長

局長
部長

判任文官

通信管理局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長
員

判任文官

電信局、電話局及電信電話局ノ職員ニ付テ
ハ總局長之ヲ定ム

第五條 通信事業ノ監理運營ニ關スル重要事
項ノ調査竝ニ特ニ命ぜラレタル事項ヲ處理
スル爲調査室ヲ設ケ總局長ニ直屬セシム

第六條 通信ノ檢閱ニ關スル事務ヲ處理スル

0006

爲檢閂室ヲ設ケ總局長ニ直屬セシム

第七條 通信總局長ハ軍政監ノ指揮監督ヲ承
ケ部下職員ヲ統率シ局務ヲ統理ス

副總局長ハ總局長ヲ佐ク

第八條 通信總局各部長ハ總局長ノ命ヲ承ケ

各部ノ事務ヲ掌ル

第九條 通信管理局長ハ通信總局長ノ命ヲ承
ケ管内電氣通信業務ヲ掌理ス

第十條 局員ハ上官ノ命ヲ承ケ担任ノ事務ヲ
掌ル

第十一條 判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務若
ハ技術ニ從事ス

附

表

通信管理局名稱、位置及管轄區域表

四

名 稱	位 置	管 轄 區 域
昭 南 通 信 管 理 局	昭 南	ネグリセンビラン州、マラツカ州、 ジヨホール州、昭南特別市
クアラルンプール通信管理局	クアラ ルンプール	ペラ州、セランゴール州、
ペ ナ シ 通 信 管 理 局	ペ ナ シ	ペナン州、ケダ一州、
クアラリビス通信管理局	クアラリビス	ケランタン州、トレングス州、バハシ州、
メ ダ ン 通 信 管 理 局	メ ダ ン	東海岸州、タバヌリ州、アチエ州、
バ ダ ン 通 信 管 理 局	バ ダ ン	リオ州、チャンピー州、
バ レ ン バン 通 信 管 理 局	バ レ ン バン	バレンバン州、ベンクーレン州、 ランボン州、バンカビットン州

0008

富政令第四號

郵政總局令左ノ通定ム

昭和十七年九月二十九日

「マライ」スマトラ方面最高指揮官 齊藤彌平太

郵政總局令

第一條 郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金ヲ掌ル爲 軍政監部ニ郵政總局ヲ置ク

第二條 郵政總局ハ之ヲ本局、郵便管理局ニ分ツ

本局ハ之ヲ昭南ニ置ク
郵便管理局ノ名稱、位置及管轄區域ハ附表ニ依ル

第三條 郵政總局ニ總務部、業務部、經理部ヲ置ク
各部ノ事務ノ分掌ニ付テハ軍政監之ヲ定ム

第四條 郵政總局ニ左ノ職員ヲ置ク

總局長
局員
判任文官

郵便管理局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長
部長
局員

判任文官

第五條 郵政總局長ハ軍政監ノ指揮監督ヲ承ケ部下職員ヲ統率シ局務ヲ統理ス
郵政總局長事故アルトキハ昭南郵便管理局長之ヲ代理ス

第六條 郵政總局各局長ハ總局長ノ命ヲ承ケ

各部ノ事務ヲ掌ル

第七條 郵便管理局長ハ郵政總局長ノ命ヲ承

ケ管内郵政業務ヲ掌理ス

第八條 局員ハ上官ノ命ヲ承ケ担任ノ事務ヲ

掌ル

第九條 判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務若ハ
技術ニ從事ス

六

0010

附表

郵便管理局名稱位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
昭南郵便管理局 マラツカ局 クアラランプール 郵便管理局	昭南 マラツカ クアラランプール ペナン郵便管理局	昭南特別市 ネグリセンビラン州、マラツカ州 ジヨホール州
中部スマトラ 郵便管理局 マラツカ クアララン 郵便管理局	メダン クアララン バレンバン パラ ダ ン ン	クアララン クアララン バハ ン 州、ケ ラン タ ン 州 東海 岸 州、ア チ エ 州 西海岸 州、リ オ 州 バレ レバ ン 州 ベン クーレ ン 州、バン カ、 ビ リ ト ン
南部スマトラ 郵便管理局 マラツカ クアララン 郵便管理局		

富監令

富監令第一號

敵性人取締令施行規則左ノ通定ム

昭和十七年九月二十六日

「マライ」「スマトラ」方面軍政監 鈴木 宗作

敵性人取締令施行規則

第一章 總 則

第一條 敵性人取締令(以下令ト稱ス)及本施

行規則(以下本則ト稱ス)ニ於テ敵國人トハ
左ニ掲タルモノヲ謂フ

一 敵國ノ國籍ヲ有スル者

但シ敵國ノ領土内ニ於テ出生シタル事實
ノミニ依リ敵國ノ國籍ヲ取得シタル者ニ
シテ亞細亞人種ニ屬シ且敵國人ノ妻又ハ
養子トナラサリシ者ヲ除ク敵國人ヲ父又
ハ母トスル者ハ亞細亞人種ニ屬スル者ト

見微サス尤モ其ノ子ハ此ノ限ニ非ス

二 敵性政權ニ屬スル者

敵國及敵性政權名ハ之ヲ告示ス

第二章 宣誓解放及利用

第二條 令第三條ノ宣誓ハ左記各號ニ付キ書

面ヲ以テ爲サシムルモノトス

一 逃亡ヲ謀ラサルヘキコト

二 利敵行爲ヲ爲サルヘキコト

三 指定居所ニ起臥シ外泊セス且東京時間

午後 時以後ハ居所室内ニ居ルヘキコト

四 立入禁止區域ニ立入ラサルヘキコト

0012

- 五 一定地域外ニ出テサルヘキコト
六 外出ノ際所定ノ記章ヲ附スヘキコト
七 許可ヲ得シテ一切ノ通信ヲ發受セサ
ルヘキコト
八 俘虜ト談話セサルヘキコト
九 結社ニ加入セス且政治的集會ニ出席セ
サルヘキコト
十 軍政施行ノ妨害トナルカ如キ言動ヲ爲
ササルヘキコト
十一 本宣誓ニ背クトキハ嚴罰ニ處セラル
ルモ異存申ス間敷コト

第三條 令第三條但書ノ敵性人解放ノ決定ハ
左記各號ノ一二該當スル者ニ就キ昭南島ニ
在リテハ敵性人管理官(以下管理官ト稱ス)
其ノ他ニ在リテハ指定居所ヲ管轄スル各州
警務部長書面ヲ以テ之ヲ爲ス

- 一 本人ノ資産或ハ就職等ニ依リ自活シ得
ル目途立チタル者
二 本人縁故者ニシテ身許確實ナル者ヨリ
本人ノ生活費支拂ヲ保證シタル場合
三 我方ニ於テ本人ノ勞力又ハ技術ヲ利用
スル場合(以下利用者ト稱ス)
四 老人及病人
前項ニ依リ解放セラレタル敵性人ハ解放
者ト稱ス

第四條 解放者ノ指定居所入口ニハ別紙甲號
標札ヲ見易キ場所ニ掲ケシメ其外出時ニ當
リテハ常ニ宣誓書ヲ携行セシムル外左胸部
ニ別紙乙號ノ記章ヲ添付セシムルモノトス
從來敵性人抑留所(以下抑留所ト稱ス)ニ收
容セラレサシ者及收容後釋放セラレタル
者モ亦解放者トシテ取扱フモノトス

第五條 宣誓ハ附表第一號様式ノ書面ニ依リ
宣誓者ヲシテ左記區分ニ從ヒ宣誓取扱官ノ
面前ニテ記名セシムルモノトス

區分

一 抑留所ニ收容セラレアル
敵性人(以下抑留者ト稱ス)

二 其他
昭南特別市ニ在リテハ
其ノ他ニ在リテハ

宣誓取扱官

管 理 官
州警務部長

第六條 宣誓取扱官ハ所管内敵性人全部ニ就
キ附表第三號様式ノ敵性人カード二通ヲ調
製セシメ一通ハ自ラ保管シ一通ハ管理官ニ
送付スルモノトス

敵性人カード記入事項ニ異動ヲ生シタル場
合モ前項ニ準シ處置シ常ニ敵性人現況ヲ右
カードニ依リ知悉シ得ル如クスルモノトス

第七條 軍政監部本部各部長昭南特別市長及
各州長官ハ努メテ抑留者ノ利用ヲ圖ルモノ

トス

右利用ニ方リテハ昭和十七年六月二十一日
富集政總第六九號敵國人及俗虜使用規定ニ
據ル但シ右規定三ノ軍政部長ノ認可ハ敵性
人ニ關シテハ管理官之ヲ代行ス

第三章 管理官及抑留所

第八條 抑留所ノ位置及之カ開閉ハ軍政監之
ニ必要事項ヲ記録スルモノトス

誓書原簿ヲ備ヘ置キ宣誓者記名ノ都度所
定事項ヲ記入シ宣誓書ト契印ヲ爲シ且右
原簿寫一通ヲ管理官、宣誓者ノ指定居所
ヲ管轄スル警察署及憲兵隊ニ送付スヘシ
管理官及各州警務部長ハ第四條甲號標札
交付原簿ヲ備ヘ置キ右標札交付ノ都度之

第九條 抑留所ニ左ノ職員ヲ置ク

抑留所長

所員

通譯員

雇員

通譯生

傭人

第十條

管理官ハ軍政監ニ隸シ軍政監部警務

部長ノ指揮ヲ承ケ抑留所長以下職員ヲ指揮

シ業務ヲ掌理ス

第十一條 抑留所長ハ管理官ノ命ヲ承ケ部下

ヲ指揮シ其業務ヲ理處ス

第十二條 所員及通譯員ハ所長ノ命ヲ承ケ各

々擔任ノ業務ヲ掌ル

第十三條 屬通譯生及傭人ハ擔任ノ業務ニ就

キ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第十四條 抑留所長ハ現地人ヲ以テ特種警備

班ヲ編成シ職員ヲシテ之カ長タラシムルモ

ノトス

特種警備班ハ抑留所内外ニ於ケル抑留ノ取締警戒ニ任ス

第十五條 職員ハ左胸ニ左ノ標識ヲ附スルモノトス

ノトス

個
3
3
坐赤色

←3種→
←2-5種→

圓白色木棉又ハ適宜ナル布
字黒色

第十六條 管理官ハ本則ニ基キ細則ヲ定メ業

務ヲ實施スルモノトス

第十七條 抑留所ノ位置決定前ニアリテハ各

州長官ニ於テ現ニ敵性人ヲ收容シアル現地

ニ付夫々責任者ヲ定メ抑留所長ノ事務ヲ代
行セシムルモノトス

前項ノ場合各州長官ハ速ニ敵性人ヲ收容シ
アル建物ノ名稱、所在地名、國籍並ニ男女
及子供（十五歳以下）別ニ依ル抑留者數（附
表第四號様式）並ニ責任者官氏名ヲ管理官
ニ通報スルモノトス

第四章 情報其他

第十八條 本則第五條及同第六條ニ依リ提出
チ要スル書類ノ外抑留所長及各州警察部長
ハ左記區分ニ依リ抑留者ニ關スル情報等ヲ
管理官宛提出スルモノトス

(イ) 抑留所長	提出者	回数	報告又ハ送付ヲ要スル事項
其都度			
(イ) 同	同	同	敵國人及第三國人ヲ抑留シタルトキハ先ツ速ニ國籍並別ニ依ル抑留者數
(二) 同	同	同	次テ抑留者ノ氏名、性別、年齢、國籍、職業ヲ記載シタル抑留者名簿(一部ハ抑留所保管)編綴シ送付ノコト
(六) 同	同	同	銘銘票(一部ハ抑留所ニ保管)
(六) 同	同	同	毎月盡日調査以テ抑留者ノ收容、異動、解放、取締、給與、衛生、處罰等ニ關スル但シ重要ナルモノハ其ノ都度實施スルモノトス
(六) 同	同	同	解放敵性人ニ關スル月報

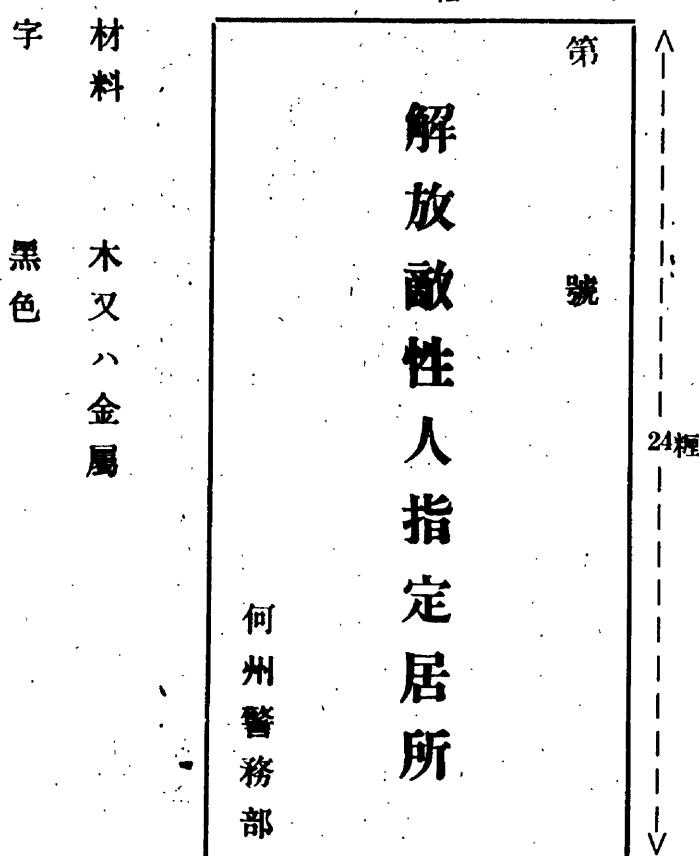
部數出	提出	第 四 號	第五 號	第六 號	第七 號
一	三	一	一	一	一
一	三	一	一	一	一
一	三	一	一	一	一
一	三	一	一	一	一

0017

(ヘ) 押留所長	其都度	押留者死亡者ノ遺留品目錄 （俘虜取扱規則第三十條） （俘虜取扱規則第三十一條） （俘虜業務ニ關スル参考第七）	二
(ト) 同	其都度	押留者ノ遺言書 （俘虜取扱規則第三十一條） （俘虜業務ニ關スル参考第七）	一四
(チ) 同	毎月	依ル通報 （信書ノ沒收等第二十五條） （金錢物品ノ受發第三十二條） （救恤願出ノ許可第三十三條） （抑留者ニ發信ヲ許可セル通 數）（俘虜業務ニ關スル参考 第六ノ二）	三
(リ) 押留所長	毎月	現品	現品ト共ニ送付
(ヌ) 同	其都度	現品	現品送付
本則ハ公布ノ日ヨリ實施ス	六ノ四	葉書及書狀ニ區別シ （本條ニ二ノ月報中ニ 採録スヘシ）	六
前號(ヘ)(ト)及(ヌ)ヲ受領セルトキハ管理官ハ俘虜情報局ニ之ヲ送付スルモノトス	附則	現品ヲ提出	0018

別紙甲號標札

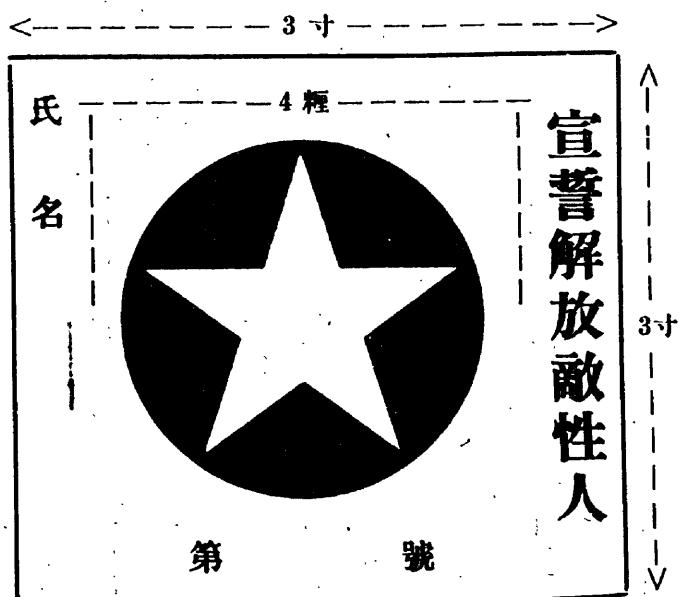
<----- 8 檻 ----->



一五

0019

別紙乙號記章



字	星	圓	坐
黒	白	赤	白
色	色	色	色

布 適 木 棉 又 ハ
黒 宜 ナ ル

二六

0020

附表第一號様式

書式第三號
No.

紙數表紙共六枚

Six sheets including the cover.

敵性人宣誓書
OATH BY ENEMY ALIEN.

大キサ十二縁
横十縁

用紙堅牢ナルモノ

「マライ」「スマトラ」方面軍軍政監部

0022

1. 本書ハ敵性人ヲ宣誓解放スルニ際シ作製スルモノトス
2. 宣誓者ハ當時之ヲ携帶シ日本國官憲ノ要求アリタルトキヘ何時ニテモ之ヲ提示スルモノトス

[1] 本書ハ日本語ヲ原文トシ英語ハ譯文トス

1. This document is to be issued when an enemy alien is released on parole.
2. The enemy alien on parole shall always carry this document on his or her person, and shall produce it whenever demanded by a Nipponese officer or his duly authorised agent.
3. The Nipponese language is the original of this document, English being a translation thereof.

附表

姓 (Surname)	出
名 (Personal name)	内
国籍 (Nationality)	日本
性別 (Sex)	男
年齢 (Age)	22
職業 (Occupation)	用紙堅牢ナルモノ
指定居所 of Abode.	横十 大キサ十二 十 三
身長 (Height) Metres.	1.80

0021

大キサ十二
横十
三
用紙堅牢ナルモノ

1.80

宣誓書

下名ハ敵性人トシテ敵性人抑留所外ニ居住ヲ
許可セラルルニ付テハ決シテ逃走ヲ謀ラス利
敵行爲ヲ爲ササルハ勿論左記ノ事項ニ違反セ
サルコトヲ全能ナル神ノ名ニ於テ茲ニ宣誓ス

昭和十年月日

敵性人抑留所ニ於テ
署名

附表

- 一、指定居所ニ起臥シ外泊セス且ツ東京時間
午後時以後ハ居室内ニ居ルヘキコト
- 二、立入禁止區域ニ立入ラサルヘキコト
- 三、昭南島外ニ出テサルヘキコト
- 四、外出ノ際ハ所定ノ記章ヲ附スヘキコト
- 五、許可ヲ得シテ一切ノ通信ヲ發受セサル
ヘキコト
- 六、俘虜ト談話セサルヘキコト
- 七、結社ニ加入セス政治的集會ニ出席セサル
ヘキコト
- 八、軍政施行ノ妨害トナルカ如キ言動ヲ爲サ
サルヘキコト
- 九、本宣誓ニ背クトキハ嚴罰ニ處セラルルモ
異存申ス間敷コト

0023

大キサ十二糧
横
用紙堅牢ナルモノ
十糧

0021

0020

附表

— CONDITIONS. —

1. To live at the designated address, and not to sleep elsewhere, and to remain indoors after p.m. Tokyo time.
2. Not to enter any prohibited area.
3. Not to go out of Syonan-to.
4. To wear the mark designated when going out.
5. Not to send or receive any communication without express permission from the authorities.
6. Not to converse with any prisoner of war.
7. Not to join any society nor to take part in any gathering of political nature.
8. Not to utter any word or do any act which may be detrimental to the execution of military administration.
9. Not to raise any objection to any severe punishment which may be imposed in the event of my breaking the oath.

(Translation).

OATH BY ENEMY ALIEN.

I, the undersigned, do hereby swear in the name of Almighty God that, on being permitted as enemy alien, to live outside the Internment Camp, I will not attempt to escape nor commit any act which may benefit the enemies of The Empire of Japan, nor will I infringe any of the conditions mentioned on the next page.

Dated, 2602,
at the Changi Internment Camp, Syonan.

Signature

0024

横大キサ十二
用紙堅牢ナルモノ
十二種

一七

0020

0021

附表

(記入例)

解放決定官氏名 何々州警務部長何某

(記入例)

解放ノ理由 本人ノ資産ニ依リ自活ノ目途
立チタルニ依ル

0025

追加記入欄 Endorsements.

(記入例)

指定居所ヲ何町何番地ニ變更許可

大キサ十二糧
横
用紙堅牢ナルモノ
十糧

年 月 日

何州警務部長何某(印)

0021

0020

附表第二號樣式

昭和十七年一月起

一八

敵性人宣誓書原簿

何々 敵性人抑留所

1100

0026

凡例

一 敵性人ヲ宣誓解放スルトキハ所定ノ敵性人宣誓書ヲ作製スルモノトス
二 前項宣誓書ヲ作製シタル場合ハ本原簿ニ所要事項ヲ記入シ前記宣誓書ト契印スルモノトス

宣誓年月日 昭和 年 月 日
宣誓ノ場所 何々敵性人抑留所
宣誓取扱官氏名 何々敵性人抑留所長何某
解放決定ヲ爲シタル者ノ官氏名、何州警務部長
解説ノ理由 本人ノ資産ニ依リ自活ノ目途
立チタルニ依ル

三 本原簿ニ記入シタル時ハ其都度本原簿

寫各一ヲ敵性人管理官及指定居所ヲ管轄ス
ル警察署及憲兵隊ニ送付スルモノトス

敵性人宣誓書原簿
宣誓書番號第 號

昭和 年 月 日發行

本人ノ寫真

人相上ノ特徵。右顎下ニ
黒子ニケアリ近眼者ニテ
常ニ眼鏡ヲ用フ

身長 何米 何センチ

寫送付先敵性人管理官

何州警察署

何憲兵隊

氏(英字)
(楷書) 名(英字)
(楷書)
國籍 性別
職業 年齡

指定居所

附表第三號書式

(1) 敵性人力一ド

抑留所 CAMP.	昭和十一年月日 CHANGI INTERNMENT CAMP.	番號 No.	
姓名 Name.		生年月日 Date of Birth.	
国籍 Nationality.		所屬部隊 Unit.	
階級身分 Rank.			
捕獲場所 Place of Capture.		捕獲年月日 Date of Capture.	
父ノ名 Father's Name		母ノ名 Mother's Name.	
本籍地 Place of Origin.		職業 Occupation.	
通報先 Destination of Report.		特記事項 Remark.	
人種 Race.		宗教 Religion:	
男女 Sex.			
配偶者名 Espouse's Name.		配偶者所在地 Espouse's Whereabouts.	

(2) 宣誓解放ニ關スル事項 Oath and Release.

宣誓年月日 Date of Oath.		解放年月日 Date of Release.	
指定居所 Approved Address after release.		解放後職業 Occupation after release.	
居所變更 Change of Address approved.		居所變更承認 年月日 Date of approval	
生活保證人住所氏名 Name & Address of person undertaking to support.			

(3) 財產ニ關スル事項 About Property in Malai and Sumatra.

種類 KIND.	所在地 No. & STREET WHERE SITUATED.	評價額 ESTIMATED VALUE.	月收(弟) MONTHLY INCOME.

本書ハ敵性人ヲシテ英字楷書ニテ記入セシムルカ又ハ
打字セシム(二通)

(4) 職業能力申告 Occupational Ability.

學歷 Education.	
職歷 Career.	
特技 Speciality.	
語學 Languages.	

(5) 利用狀況 Work outside the Camp.

利用者 Employer.		開始年月日 Date Employed.	
		終了年月日 Date Discharged.	

(6) 補修欄 Other Information.

附表第四號様式

抑留者情報報告ノ件(三通提出)

年 月

日

何々敵性人抑留所長

敵性人管理官殿

日何々敵性人抑留所ニ抑留シタル敵國人及第三國人數不取敢左ノ通り報告ス

記

國籍	人員區分	男		女		子供(十五歳)以下	計
		米國	英 ド ゴー ル政 權				
亡命チエツコ政權							
以下敵國ノ國籍ヲ有スル者アル限り							
各國籍別ニ明示シタル上							
敵國人小計							
第三國人小計	次ニ第三國人ヲ各國籍別ニ掲ケ						
合計							

二三

0030

附表第五號樣式

何何敵性人抑留所 No.	
氏名 Name.	× James Robinson.
國籍 Nationality.	× United Kingdom.
年齢 Age.	× 32.
性別 Sex.	× Accountant.
職業 Occupation.	× Male.
健否 Welfare.	入院中(赤病)
抑留年月日 Date interned.	昭和年月日 × 6. March, 2602.

0031

1. 空欄八件廉情報局二於テ記入
2. ×印八件自身楷書二テ記入

附表第六號様式

宣誓解放ノ敵性人ニ關スル月報

(昭和 年 月 日末現在)

日末現在)

何州警務部長印

敵性人管理官殿

昭和

年

月末現在管内ニ在ル解放セラレタル敵性人狀況ニ關シ左ノ通報告ス

記

前月末人員
本月末人員

名

(男)

名

(女)

原

0032

氏名	國籍	男	女	別	年齡	異動	原因	記入例			
								月	中	增加	
				男							
				女							
				別							
				年齡							
				職業							
				原							
				因							
				月	月	日	病死				
				出生	宣誓	放	因				

注意 氏名ハ歐字ヲ用フルモノトス

富監令第二號

通貨交換規程左ノ通定ム

昭和十七年九月二十九日

「マライ」スマトラ方面軍政監 鈴木 宗作

通貨交換規程

第一條 弗貨及盾貨ノ交換事務ヲ行フ爲昭南

ニ通貨交換所本部ヲ「ベナン」「マラツカ」

「メダン」「パカンバル」及「バレンバン」ニ同

支部ヲ十一月一日ヨリ開設ス

第二條 一口金額百弗(盾)以上ノ交換ヲ希望スル者ハ附屬様式ニ依リ交換申請書ヲ提出スベシ

第三條 交換ニ際シテ手數料ヲ徵收セズ

第四條 現在馬來ニ於テ盾貨ヲ所持スル者及「スマトラ」ニ於テ弗貨ヲ所持スル者ハ通貨

交換所ニ於テ各弗貨及盾貨ニ交換スベシ

第五條 「マライ」ヨリ「スマトラ」向ノ旅行者及「スマトラ」ヨリ「マライ」向ノ旅行者ハ

出發前豫メ信用狀送金爲替ヲ取組ミ若ハ携

帶金ヲ各盾及弗貨ニ交換スベシ

第六條 通貨ノ相場ノ差異又ハ變動ヲ利用スル目的ヲ以テ通貨ノ賣買又ハ交換ヲ爲スコトヲ得ズ

附 則

第七條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

0033

通貨交換申請書様式

通貨交換申請書	
申請者住所氏名商號	
交換申請金額	
交換申請理由	
通貨取得ノ經路	

二七

0034

TOMI KANREI NO. 2, SYOWA 17, SEPTEMBER 29.

PERATURAN

TUKAR MENUKAR WANG TANAH MELAYU DAN SUMATRA.

BUAT TUKARAN WANG TANAH MELAYU (RINGGIT
TENTERA PERANG DAN RINGGIT TANAH MELAYU)
KEPAD A WANG NEGERI SUMATRA (RUPIA TENTERA
PERANG DAN RUPIA BELANDA) DAN SEBALIK-NYA
ITU MAKA PERATURAN YANG DIBAWAHINI
TELAH DI-PERTETAPKAN:

1. DARIPADA SEHARI BULAN NOVEMBER 2602 PEJABAT² TUKARAN WANG KELAK DI-ADAKAN BUAT MENUKAR WANG TANAH MELAYU KEPADA WANG NEGERI SUMATRA DAN SEBALIK-NYA ITUPUN JUGA PADA TEMPAT² YANG TERSEBOT DIBAWAHINI.

IBU PEJABAT	SYONAN.
CHAWANGAN PEJABAT	PENANG.
	MALACCA.
	MEDAN.
	PEKAN BAHRU.
	PALEMBANG.

2. BARANG SIAPA HENDAK MENUKAR WANG SEBANYAK YANG LEBEH DARIPADA SERATUS RINGGIT ATAU RUPIA HENDAKLAH MENYUSONG PERMINTAANNYA ITU KEPADA MANA² PEJABAT YANG TERSEBOT DI-ATAS TADI ITU DENGAN FORM PERMINTAAN SEPERTI MANA CHONTOHNYA ITU.

3. TIADA ADA TERKENA BAYAR COMMISSION ATAU PUN TIDAK DI-AMBIL COMMISSION KERANA MENUKARKAN WANG ITU.

4. ORANG² DITANAH MELAYU ITU YANG ADA PADANYA RUPIA² DAN ORANG² DI-NEGERI SUMATRA YANG ADA PADANYA RINGGIT HENDAKLAH SELEKAS² NYA TUKAR WANG-NYA ITU DAN JADIKAN RINGGIT DAN RUPIA PADA PEJABAT² YANG TERSEBOT ITU.

5. PENGEMBARA² YANG HENDAK PERGI KE-SUMATRA DARIPADA TANAH MELAYU SERTA DARI SANA KE-SINI PUN JUGA MAKAN TERLEBEH DAHULU DARIPADA HENDAK BERTOLAK ITU MAHULAH POHON-KAN KEPADA SUATU BANK MENDAPAT SURAT CREDIT DAN/ATAUPUN DEMAND DRAFT DAN JIKA TIDAK PUN MAHULAH IA PINTAK TUKAR PADA MANA PEJAEAT YANG TERSEBOT TADI ITU DENGAN SEBARAPA BANYAK YANG IA MAHU WANG RUPIA ATAU RINGGIT.

二八

0035

6. BAHAWA MAKA ADALAH DENGAN SEKERAS2-NYA
DITEGAH SEKELIAN ORANG MEMBELI ATAU MENJUAL
ATAU BERNIAGA WANG² INI KERANA HENDAK MEN-
DAPAT LABA ATAU MENCHARI UNTONG DENGAN JALAN
HARGA-NYA NAIK TURON ATAUPUN PERBIZAAN YANG
ADA DALAM TUKAR MENUKAR ITU.

7. ADAPUN PERATURANINI KELAK DI-JALANKAN
DARIPADA HARIBULAN YANG DIWARTAKAN.

CHONTOH FORM PERMOHONAN

PERMINTAAN HENDAK MENUKAR WANG.

Nama dan tempat tinggal
peminta itu.

Berapa banyak tukaran yang
dikehendaki (sebotkan
rupia atau ringgit).

Sebabnya mahu tukar itu.

Bagaimana dan dimana pula
dapat wang itu (sebotkan
bagaimana ringgit atau
rupia itu datang ketangan
kamu).

富 告 示

富告示第三二號

九月二十三日左記敵性人抑留所ヲ開設セリ

位 置 名 稱

昭南島チヤンギ村 チヤンギ敵性人抑留所

昭和十七年九月二十三日

「マライ」「スマトラ」方面軍政監 鈴木 宗作

富告示第三三號

敵性人取締令施行規則第一條末項ノ敵國及敵性政權名左ノ通告示ス

昭和十七年九月二十三日

「マライ」「スマトラ」方面軍政監 鈴木 宗作

米國、英國、豪洲、加奈陀、南阿聯邦、

記

ニウージーランド、和蘭、キューバ、ハイチ、
グワテマラ

サルバドル、ホンヂュラス、ニカラガ、コス
タリカ、ドミニカ、パナマ、メキシコ、
ボーランド政權、亡命チエツコ政權、ドゴー
ル政權、重慶政權

三〇

0037